

た金屋用助ともいはれる。その吹座とは金銀貨の製造所にして、銀座は秤量・發行・鑑定を掌る所である。銀座の創始年代は詳かでないが、文祿二年三月利家の親書に能登銀座のこ

とあるが故に、金澤の銀座は固よりその以前にあると推考せられる。この銀座のあつた所を金屋町というたが、寛永十二年五月の災後

浅野川の北今の地に移した。最初の金屋町は、後に出丸となり、そこに殿閣を築いて金

谷御殿と稱した。後藤用助・矢田主計二人は、花降銀發行の後幾くもなく、銀位を下劣

ならしめたるを以て、三年の蟄居を命ぜられたが、用助は尋いで復活して、後藤才次郎と

共に銀座となつた如く、梅鉢小判中に二人の名を刻したものが存する。かくて銀座は創置

以來常に吹座を兼ねたが、元和五年浅野屋次郎兵衛を銀座、後藤才次郎を吹座とし、六年

更に金屋彦四郎を銀座、後藤次右衛門を吹座とするに至つて、兩銀座兩吹座に分かれた。

然るに寛永十年四月十七日の法令には吹座四ヶ所、明暦元年三月十日には銀座三座と記さ

れて居り、後者は浅野屋次郎兵衛の外、承應三年八月金屋彦四郎を銀座兼銀座、越前屋孫

兵衛を銀座たらしめたが故で、この銀座三座も先の吹座四座も、共に元和五年以前の如く銀座兼吹座であつたと思はれる。次いで寛文

七年加賀藩は貨幣鑄造を止め、同時に吹座を廢したが、後元祿十六年二月銀座を二座とし、享保四年二月十八日三座とし、同六年十二月晦日二座に復して藩末に及んだ。金澤以外の銀座は加賀小松、能登七尾・宇出津、越中今石動・魚津にも設けられた。

座及び吹座の草創、銀座役を勤めた人名、及び關係諸法令を集録したものである。

ギンザシヨサダメガキ 銀座諸定書 一册。慶長・寛永頃からの金澤に於ける銀座・吹座に關する定書を集めたものである。

キンサツ 金札 明治元年太政官が發行した格幣で、初め民間では金札一兩を錢九貫六

百文に通用し、次いで二年二月には金百兩に札百二十兩との比例とすべき布告があつた。

ギンサツ 銀札(一)寶曆銀札 加賀藩に於いて銀札を發行したことは、寶曆五年に初

り、六年に之を停止したに起る。そのことは別項に之を述べた。↓ホウレキギンサツ 寶曆銀札。

(二)兩替商發行手形 文化十一年秋金澤の兩替商酒屋宗左衛門・升屋次右衛門・森下屋九郎

次郎・木屋孫太郎等は、藩の御算用場の許可を得て銀子預手形を製造發行した。この手形

は銀貨の不足を補充する爲に起つたものであるが、次第に通用の範圍を擴大し、藩亦之が

運上を徴して、可なり後までも行はれた。しかしこれは銀札といふべきものではない。

(三)町會所發行預手形 文政二年十二月金澤町會所は、町奉行の權限により銀子預手形を發行して通用することを命じた。その種類は

五百目・三百目・二百目・百目・五十目・三十目・二十目・十目で、翌三年二月又五目・四目・三目・二目・一目・五分・三分の小札を出した。その三分以上のものには銀何程、十目以上のものには文丁銀何程と記し、兩替御用聞で手形發行主附であつた松任屋清兵衛・富津屋七左衛門が記名調印した。次いで六年六月銀子預手形の形式を改め、一貫目・五百目・百目の三

種とし、小額のものも停止した。この新し手形はその後汚損したので、十年四月中更に新し形と交換し尙通用してゐたが、終期は今明らかでない。

(四)新銀預手形 文政八年三月幕府は文字金銀貨を發行せんとし、藩をして一貫目・五百目・百目の新銀預手形を發行して古金銀を引

上げしめた。六月藩はこの手形の中を以て五十目以下一匁の小割手形を發行したが、次いで六月中旬に一貫目の手形を幕府發行の新貨幣と交換し、九月中に五百目札、翌九年三月

に殘餘の札を交換し、同月二十日限り通用を停止した。

(五)銀預預銀手形 文政九年六月加賀藩の銀仲升屋次右衛門・酒屋宗左衛門を引替人とし、御算用場及び町會所の加印によつて銀百目の預手形を發行し、十一月十日までを通用期限とした。藩が直接の責任者とならなかつたのは、安永二年の幕府令に、一旦藩札を發行したことがある藩は再び發行するを得ぬとあつた爲であらう。然るに十一月に至るも之を回収する準備がなかつたから、交換の爲に新し形を發行したのみならず、十年三月には更に増發して正金銀と混用すべきことを命じ、遂に藩内の取引は全く預銀手形のみを以て辨ずることになつた。この手形の種類は初め百目

のみであつたが、文政十年閏六月十匁・五匁・三匁・一匁を出し、十一年七月五十目札、天保二年五月二匁札を出し、四年七月全札の模

樣等を改め、八年七月五分札を出した。然るに同年十月升屋次右衛門・酒屋宗左衛門は罪を得たから、九年三月木屋孫太郎・千代屋久平を預手形裁許として手形を改め、次いで弘

化三年五月更に鳳凰麒麟の細密なる印を押捺した新札を發行した。かくて銀仲預手形は常に正銀と同じく通用したが、嘉永四年八月初めて銀仲浅野屋次郎兵衛の引替所たることを停止し、御算用場直接取扱とした。しかし政

務多端の際引換の餘裕がなかつたので、一時増印を施して通用せしめ、後同六年七月・安政五年七月及び元治元年十月に新札を發行した。この銀札は明治元年五月錢札と引換へた後も尙殘存し、六年五月政府の新貨幣と交換せられた。

(六)限地預銀手形 上記の外加賀藩の各地に、文政の末から町奉行の許可を得て發行する銀札があつた。その紙質は小松が黄色、本吉が薄紅色、松任が萌黄色、七尾が白色、鶴來が表黄裏白であつた。

(七)大聖寺藩の銀札 大聖寺藩では元祿四年十月御領内札銀相止との記録があるから、第二代前田利明の時に發行せられたと思はれるが、その年月を明らかにせぬ。次いで利直の世元祿十四年九月廿三日亦之を發行したが、幕府は寶永四年十月國內一般に禁止したから之を廢し、利章の享保十年十月にも發行して、翌年硬貨との交換比例に關し城下の騒擾を惹起した。(この發行を享保十五年とする説は非であらう。)後利物の天明六年十二月以降錢手形に代へられた。

- キンジュウガシラ 近習頭 ↓キンジュウゴウ 近習御用。
- キンジュウゴウ 近習御用 御近習御用
- は組頭・物頭・諸御番頭から勤め、御使番の中兩人は必ず之を兼ねる等、凡べて本役を有するものゝみであつた。御近習御用は一に御用